

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

(公共交通)

当市における多くのバス系統が中心市街地を中心に放射状に広がり、中心市街地がバスの結節点となっている。また、J R八戸線は本八戸駅が中心市街地の北に位置し、バスと並び中心市街地を利用する人の主要な交通手段の一つとなっている。しかし、モータリゼーションの進展や少子化による通学者の減少により、バス、鉄道ともに利用者の減少が続いている。

このような中、利用者のサービス向上を図るため、バスロケーションシステムの導入や官民共同での等間隔運行を実施し、一定の成果を上げてきた。今後も自家用車を持たない人の交通手段として重要な役割を担う当市の公共交通を維持するためにも、これらの取組を継続するとともに、利用者の増加を図る新たな仕組みを模索している。

(特定事業)

乗合バスの利用者の利便性を高める事業として、上記のバスロケーションシステムの導入や等間隔運行のほか、八戸駅から中心街までの鉄道やバスの接続がない東北新幹線の最終便にあわせて中心市街地行きの深夜乗合タクシーを運行している。

(観光)

東北新幹線開通以降、県外客を中心に観光客数が増加している。その多くは「八戸三社大祭」や「八戸えんぶり」といった当市を代表する行催事に集中している。また、八戸ポータルミュージアムは、当市の観光拠点として八戸の様々な観光の魅力を紹介している。

(2) 4～7章の施策と一体的に推進する事業の必要性

[公共交通]

- ・公共交通を不便に感じる理由の一つが待ち時間であり、これを解消するために官民協力のもと、利便性の向上を図る必要がある。
- ・公共交通を利用することが金銭的に過度な負担とならない運賃体系を構築し、利用者の増加を図る必要がある。

[観光]

- ・八戸ポータルミュージアムにおける当市の観光紹介を継続し、行催事以外の観光客の増加を図る必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>八戸ポータルミュージアム運営事業</p> <p>[内容] 文化・芸術活動や観光の推進を図る、中心市街地の拠点施設を運営</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度～</p>	市	<p>平成 23 年 2 月に開館した当施設は、中心市街地の回遊拠点として賑わいの創出に大きく貢献している。</p> <p>活性化に向けた明るい兆しが見え始めた現在の流れを確実なものとするために、当施設を引き続き運営する。</p>  <p>八戸ポータルミュージアム (はっち)</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	
<p>中心市街地オフィスビルパートナー制度事業</p> <p>[内容] 中心市街地内の市が認定したオフィスビルに誘致企業が入居した際に、改装に要した費用の一部等を支援</p> <p>[実施時期] 平成 21～28 年度</p>	市	<p>中心市街地の事業所数は減少傾向にあり、それが商業機能の低下をはじめ、中心市街地衰退の一因になっていると考えられる。</p> <p>当事業は、中心市街地への企業誘致を推進することにより、従業員および企業への訪問者など、平日の中心市街地の昼間人口が増加することが期待される。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	

<p>八戸三社大祭 開催支援事業 [内容] 八戸三社大祭 の開催・運行に 対する支援 [実施時期] 昭和 54 年度～</p>	<p>市</p>	<p>地域の郷土芸能が揃う八戸三社大祭（国重要無形民俗文化財）は、290 年の歴史を誇る八戸を代表する祭りであり、毎年 100 万人を超える観光客が訪れる。</p> <p>当事業により、当市が誇る祭りを継続して開催することで、中心市街地が歴史と伝統を継承するとともに、多くの観光客に訪れていただくことで、活性化に寄与することが期待される。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	
<p>八戸えんぶり 開催支援事業 [内容] 八戸えんぶりの 開催に対する 支援 [実施時期] 昭和 56 年度～</p>	<p>市</p>	<p>八戸えんぶり（国重要無形民俗文化財）は、市のみならず周辺町村も含め、毎年 30 余組のえんぶり組が参加し、中心市街地で開催される。特に近年、更上閣や長者まつりめぐ広場、はっちなど、中心市街地の公共公益施設で行われるなど、新たな取組も行われている。</p> <p>当事業は、これらの取組を支援し、八戸えんぶりの裾野を広げ、当市を代表する伝統芸能の継承と、賑わい創出が図られることが期待される。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	
<p>はちのへ菊まつり運営支援事業 [内容] 八戸が発祥の地である奥州菊の展示やステージイベント等を開催。 [実施時期] 昭和 47 年度～</p>	<p>市、八戸市を 緑にする会</p>	<p>はちのへ菊まつりは、八戸市民の花である「菊」を市民に広く周知するとともに、かつて盛んだった菊作りや菊花展を懐かしみ、花に親しみ緑と触れ合うことによって、まちと心が潤い豊かになることを目的とする。</p> <p>当催事を開催することにより、多くの市民が中心市街地を訪れ、賑わいの創出に寄与することが期待される。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 25 年度～</p>	
<p>まちなかイルミネーション運営支援事業 [内容] 市庁前ロータ</p>	<p>まちなかイルミネーション実行委員会</p>	<p>当市の中心市街地は、厳冬により冬季は来街者が減少する傾向にある。このため、冬季にも賑わい創出できるような仕掛け作り、イベントが必要である。</p> <p>当事業は、市庁前ロータリーをはじめ</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期]</p>	

<p>リーをはじめとした中心街各所に、イルミネーションを設置し、冬期間の賑わいを創出する。</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度～</p>		<p>めとした中心市街地各所にイルミネーションを設置することにより、冬期間のまちの賑わいを創出するものである。</p>	<p>平成 25 年度～</p>	
<p>中心市街地活性化協議会運営支援事業</p> <p>[内容] 八戸市中心市街地活性化協議会が行う事業等に対する支援</p> <p>[実施時期] 平成 20 年度～</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地活性化協議会が行う活性化へ向けた事業や運営等に対して支援することにより、中心市街地の活性化に向けた多様な主体による一体的な取組を進めることで、効果的な中心市街地活性化の推進を図る。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 20 年度～</p>	
<p>市民大学講座開催事業</p> <p>[内容] 市民の生涯学習の一環として、著名な講師を迎え年間 20 講義程度を開設する。</p> <p>[実施時期] 昭和 45 年度～</p>	<p>市</p>	<p>当事業は、市民を対象に、知性を磨き、薰り高い教養を身に付ける生涯学習の場として、文学・スポーツ・政治経済・家庭教育・環境など、広範多岐にわたる講師を八戸市公会堂等に招き、豊富な内容の情報を提供するものである。市民が中心市街地を訪れるきっかけとなっているため、当事業を実施することにより、来街者の増加が図られる。</p>	<p>[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 25 年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

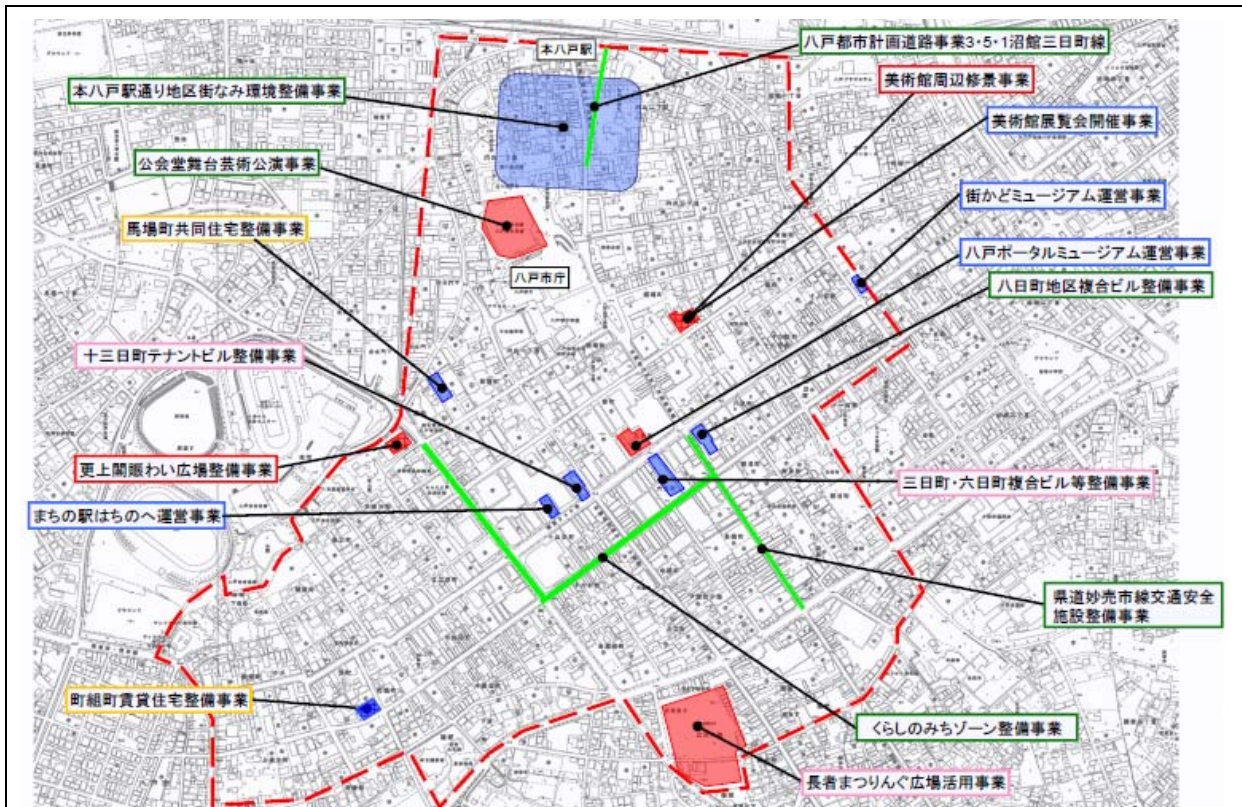
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>八戸圏域定住自立圏路線バス上限運賃化実証実験</p> <p>[内容] バス運賃を初乗り 150 円、50 円刻みとし、1 乗車あたりの上限を圏域 8 市町村間 500 円、市内 300 円とする実証実験</p> <p>[実施時期] 平成 23～25 年度上期</p>	<p>市、バス事業者</p>	<p>当事業は、公共交通の主軸である路線バス事業について、わかりやすく、利用しやすい運賃体系へ再構築することにより、通学生や高齢者等の移動制約者ばかりではなく、幅広い層の利用者を取り込み、持続可能な公共交通システムへの転換を図るとともに、圏域住民の広域的な活動を促進・支援することを目的としており、来街者の増加が期待される。</p>		
<p>企画乗車券「まちパス 300」発行事業</p> <p>[内容] 中心街を含むフリーエリア内を 1 日何回でも乗り降りできるフリー乗車券を販売</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	<p>市、バス事業者</p>	<p>当事業は、従来の初乗り 130 円区間で最も利用が多かった中心市街地とその近郊（大型ショッピングセンターが立地する江陽・沼館地区など）を結ぶ指定エリア内を 1 日何回でも乗り降りできるフリー乗車券「まちパス 300」を販売し、中心市街地及びその近郊の周遊の利便性の向上を図ることで、中心市街地のにぎわい創出に寄与することを目的とする。</p>		
<p>市内幹線軸等間隔運行事業</p> <p>[内容] 幹線路線につ</p>	<p>市、バス事業者</p>	<p>当事業は、市営バスと民間バス事業者の共同運行により、八戸駅～中心街間を 10 分間隔、八太郎～中心街間を 20 分間隔でそれぞれ運行することで、</p>		

<p>いて、利用者が利用しやすい等間隔のダイヤで運行 [実施時期] 平成 20 年度～</p>		<p>利用者の利便性を高めるものであり、八戸駅線については、平成 20 年度の実施以降、バス利用者は増加傾向にある。 当事業を継続することにより、中心市街地へのアクセスが改善され、来街者の増加が期待される。</p>		
<p>美術館展覧会開催事業 [内容] 美術振興の拠点として、郷土ゆかりの作家の作品や国内外の優れた作品を展示・紹介 [実施時期] 昭和 61 年度～</p>	市	<p>当事業は、中心市街地に位置する美術館で展覧会を行うことで、芸術作品等への関心を高めるとともに、理解を深めることができる機会を増やすことで、来街者の増加を図ることを目的とする。</p>		
<p>公会堂舞台芸術公演事業 [内容] 公会堂において、文化芸術活動振興に資する講演会を開催 [実施時期] 昭和 50 年度～</p>	市	<p>八戸市公会堂は八戸市庁に隣接し、当市の文化交流施設の中核として年間約 18 万人の来館者数がある。 当事業をさらに推進することにより、公演会を目的に市民および観光客が中心市街地を訪れ、賑わいの創出が図られる。</p>		
<p>街かどミュージアム運営事業 [内容] 個人が所蔵する文化資産を展示・公開し、歴史・文化を広く学び楽しむ場を提供 [実施時期]</p>	民間	<p>個人が所蔵する文化資産を公開する個人博物館的施設ではあるが、その所蔵する作品数が膨大であり、作品の文化的価値は高く、中心市街地の回遊拠点の一つとして、賑わいの創出に寄与することが期待される。</p>		

平成 24 年度～				
まちの駅はちのへ運営事業 [内容] 市民活動の展示やチャレンジボックスの設置など、市民交流の機能を有する交流拠点として、多くの来街者に利用されている「まちの駅はちのへ」を運営する。 [実施時期] 平成 20 年度～	八戸商工会議所	<p>「まちの駅はちのへ」は、中心市街地の中でも歩行者通行量が最も多い十三日町に位置し、市民交流の機能を有する交流拠点として、多くの来街者に利用されており、三日町に立地する八戸ポータルミュージアム「はっち」とともに、中心市街地の回遊性向上に寄与している。</p> <p>また、隣接するイベント広場である「パティオ13」においても、さまざまなイベントが開催されており、賑わい創出に寄与することが期待される。</p>		
コンベンション誘致事業 [内容] 市内でのコンベンション開催に対し、開催経費の一部を助成することで、観光客をはじめとした多くの来街者の確保を図る。 [実施時期] 平成 12 年度～	社団法人八戸観光コンベンション協会	<p>中心市街地は文化交流施設や宿泊施設が集積しており、コンベンション開催に適している。また、横丁をはじめ地元ならではの魅力的な食を提供する飲食店も多数集積しており、コンベンション終了後に参加者が交流する場としての魅力も有していることから、これらの特徴を活かすことができるコンベンションの誘致を進めることで、賑わい創出に寄与することが期待される。</p>		
八戸七夕まつり運営事業 [内容] 毎年 7 月に七夕飾りで華や	八戸商店街連盟	<p>「八戸七夕まつり」は、夏の風物詩として半世紀を越える長きに渡って広く県南地方の方々に親しまれている。</p> <p>市民製作飾り付け展示など市民募集等を行うことで、積極的に市民参加を</p>		

<p>ぐ三日町、十三日町等の路上を歩行者天国にし、多彩な催しを実施 [実施時期] 昭和 26 年頃～</p>		<p>募るとともに、企業協賛七夕飾りの募集・展示を行う事で、より一層の賑わいの創出を図る。さらに、八戸を代表する年中行事の一つとして観光客等の誘致を図ることで、当市商業の振興に寄与することを目的とする。</p>		
<p>まちなか共通駐車券運営事業 [内容] 加盟駐車場の料金支払いのほか、バスやタクシー等の料金支払いに使えるまちなか共通駐車券「おんでカード」を発行する。 [実施時期] 平成 22 年度～</p>	<p>(株)まちづくり八戸</p>	<p>市民アンケートによる来街手段として、車の利用者が多数を占めており、市民生活においても車に大きく依存している現状を踏まえ、自家用車による来街者の確保を図るため、現行のまちなか共通駐車券「おんでカード」(加盟店での買い物金額に応じて発行され、加盟駐車場の料金支払いのほか、バス、タクシー、運転代行の料金支払いに使用できる。)を発行することで、車による来街の利便性向上を確保することで、賑わい創出に寄与することが期待できる。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



区域全体にわたる施策

まちなかリノベーション事業

まちなか住宅取得支援事業

まちなかヘルスアップ事業

中心商店街空き店舗・空き床解消事業

横丁活性化事業

まちなかチャレンジショップ設置事業

公会堂・美術館連携事業

タウンマネージャー設置事業

テナントミックス調査研究事業

中心商店街コンセプト形成事業

まごころ宅配サービス事業

まちなか生業応援事業

まちなか講座事業

市日はちのへ楽市楽座事業

アントレプレナー情報ステーション事業

横丁マップ発行事業

はちのへホコテン実施事業

まち歩き推進事業

商店街ポータルサイト運営事業

- 市街地の整備改善のための事業
- 都市福利施設を整備する事業
- まちなか居住推進のための事業
- 商業活性化のための事業
- 全ての事業と一体的に推進する事業

- 中心市街地オフィスビルパートナー制度事業
- 八戸三社大祭開催支援事業
- 八戸えんぶり開催支援事業
- はちのへ菊まつり運営支援事業
- まちなかイルミネーション運営支援事業
- 中心市街地活性化協議会運営支援事業
- 市民大学講座開催事業
- 八戸圏域定住自立圏路線バス上限運賃実証実験
- 企画乗車券「まちパス300」発行事業
- 市内幹線軸等間隔運行事業
- コンベンション誘致事業
- はちのへ七夕まつり運営事業
- まちなか共通駐車券運営事業